

## 教育予算の拡充を求める意見書

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているが、社会状況等の変化により、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応はますます求められている。日本語指導などを必要とする子どもや障害のある子どもへの対応、また、いじめ、不登校など生徒指導の課題解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善は必要不可欠である。

既に、自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、本来的には国の施策として財源保障すべきである。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており、国民も30人以下学級を望んでいることが明らかになっている。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえている。憲法上の要請でもある教育の機会均等を保障するためには、国による教育予算の確保が必要である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国においては、教育予算の拡充のため、次の事項を実現されるよう強く求める。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 地域の実態に則した学校の存続を認め、子どもたちへ十分な教育ができる条件を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月30日

広島県庄原市議会